

水俣市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

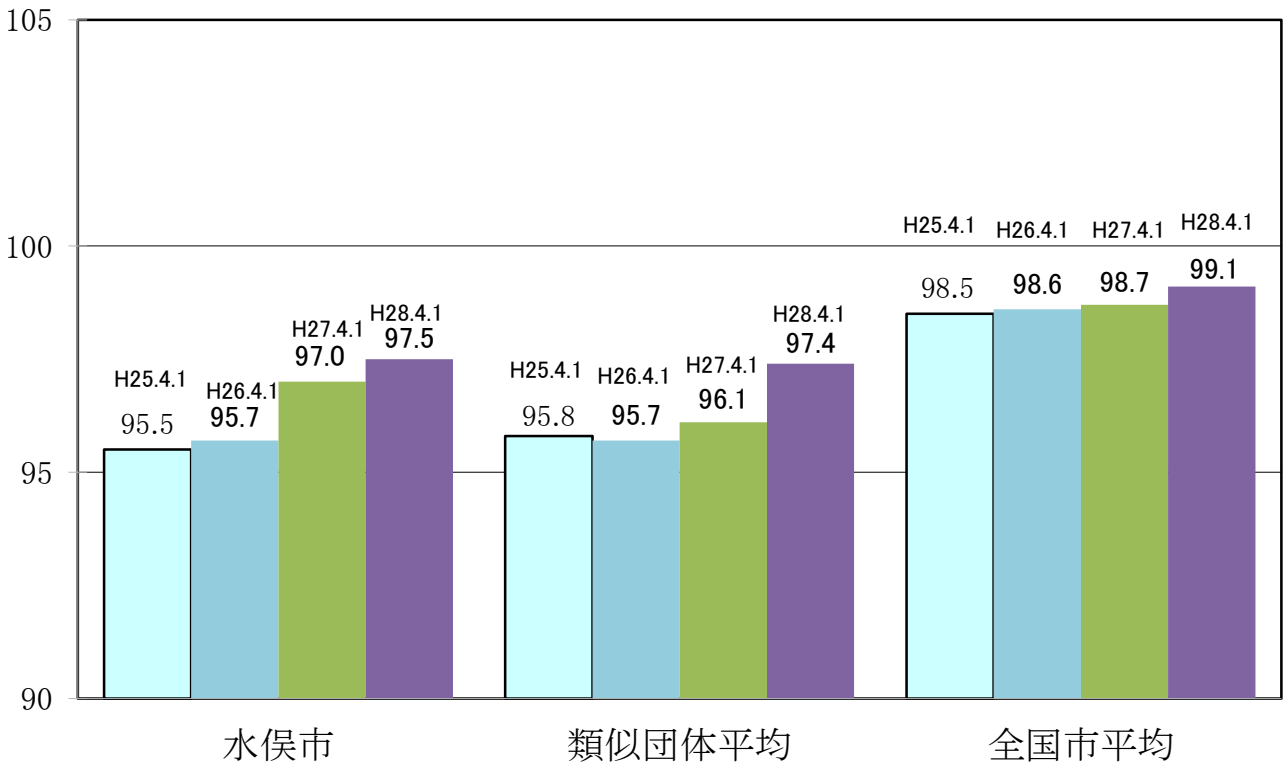
区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(平成28年1月1日)	A		B	B/A	26年度の人件費率
27年度	人	千円	千円	千円	%	%
	25,893	14,932,832	361,134	2,128,861	14.3	14.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	246	869,077	120,484	357,095	1,346,656	5,474	5,782

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国においては、55歳を超える職員の給料を1.5%減額しているが、本市においては、まだ実施していないため。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
○年度	円	円	円 (%)	%	%

(参考) 国の改定率
%

(注)「民間
パイル

人事委員会を設置していないため該当なし

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
○年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間 支給月数
月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 給料表については、国に準じて給料表の引下げを実施しました。

給料額の激変緩和のための経過措置として現給保障を実施しています。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準及び水俣市においても支給対象地域外。

(実施時期)

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給 割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%		0%
水俣市の支給割合	0%	0%		0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
水俣市	43.0 歳	316,800 円	402,386 円	340,260 円
熊本県	43.3 歳	340,459 円	400,221 円	367,148 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.9 歳	312,759 円	367,734 円	338,953 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
水俣市	52.8 歳	7 人	307,200 円	347,571 円	325,714 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給 食員	49.2 歳	4 人	291,400 円	338,675 円	318,275 円	調理士	43 歳	249,300 円	1.36
その他の技 能労務職	57.5 歳	3 人	328,300 円	359,567 円	335,633 円	—	— 歳	— 円	—
熊本県	51.7 歳	301 人	336,587 円	371,025 円	351,992 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,538 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.9 歳	12 人	311,315 円	336,400 円	325,073 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
水俣市	— 円	— 円	—
うち学校給 食員	5,423,700 円	3,333,200 円	1.63
その他の技 能労務職	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年～平成26年の3年平均です。)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水俣市	39.7 歳	325,400 円	399,800 円
熊本県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注)1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		水俣市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	- 円	151,500 円	- 円
	中学卒	- 円	135,300 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,400	360,200	381,200	418,500
	高校卒	—	294,500	361,100	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

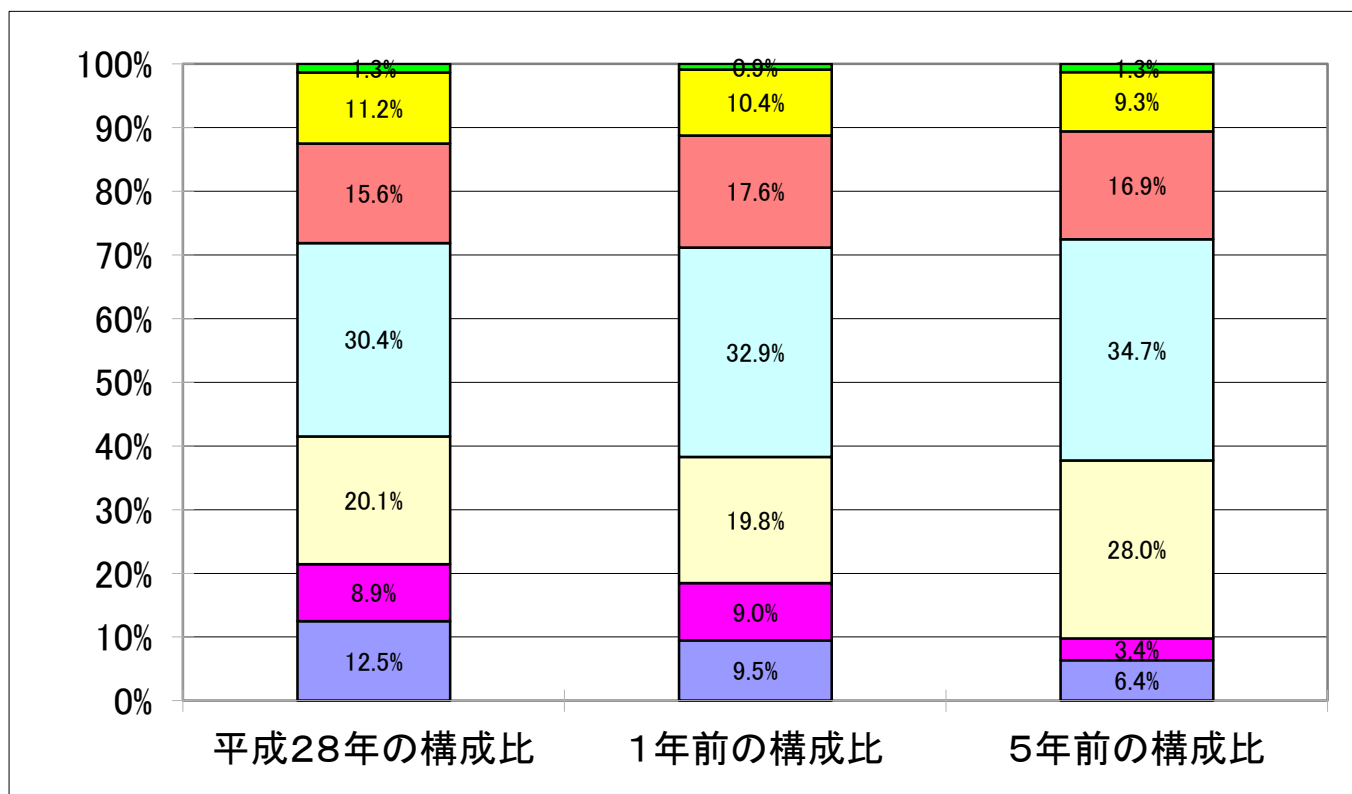
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事及び技師の職務	28	12.5%	140,100	246,100
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事及び技師の職務	20	8.9%	190,200	303,000
3 級	1 係長の職務 2 参事及び主査の職務	45	20.1%	226,400	348,800
4 級	1 課長補佐及び室長の職務 2 主幹の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする係長の職務 4 高度な知識又は経験を必要とする参事及び主査の職務	68	30.4%	259,900	379,800
5 級	1 課長及び局長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長補佐及び室長の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする主幹の職務	35	15.6%	286,200	391,800
6 級	1 部次長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長及び局長の職務	25	11.2%	317,000	409,000
7 級	部長の職務	3	1.3%	361,300	443,700

(注) 1 水俣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(下から1級、2級、3級、4級、5級、6級、7級の順)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水 俣 市		熊 本 県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,464 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,692 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

水 俣 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	12,040 千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(28年4月1日現在)

該当なし。

(4) 特殊勤務手当(病院事業及び水道事業除く)(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		2,071 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		46,022 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		6.7 %		
手当の種類(手当数)(病院事業及び水道事業除く)		7件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税の賦課又は徴収事務に従事する職員	市税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員が、その業務に従事したとき	1,231,272	月額 4000円 日額 200円 (差押等)
行旅病人取扱手当	行旅病人収容作業に従事した職員	行旅病人が市内に発生し、職員がその収容に従事したとき	0	日額 1000円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人収容作業に従事した職員	行旅死亡人が市内に発生し、職員がその収容に従事したとき	0	日額 2000円
福祉業務手当	生活保護法等による面接・調査等を行う職員	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による面接・調査等に従事	837,772	月額 3500円
感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症新法に定める感染症が発生、又は発生の恐れがある場合に防疫作業に従事	0	日額 200円
清掃手当	塵芥等の収集、運搬、焼却及び埋立作業に従事した職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるごみの処理に従事したとき	0	月額 3000円
用地交渉従事手当	用地取得及び物件移転の報償業務に従事した職員	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償等の業務に従事したとき	2,400	日額 400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	44,480 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	182 千円
支給実績(26年度決算)	37,598 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	153 千円

(6) その他の手当(28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
管理職手当	7級 53,000円 6級 41,400円 5級 39,100円	同		12,702 千円	488,538 円
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 (ア)6,500円 職員に配偶者がいない場合 1人について11,000円 (イ)満16歳から満22歳まで 子1人につき 5,000円加算	同		32,040 千円	250,313 円
通勤手当	交通機関等の利用者 ①定期券又は回数券等 による運賃等相当額 支給限度額:1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者〔最高24,400円〕 通勤距離2km以上から距離に応じて 2,000円~24,400円	異	40km以上 一律24,400 円	6,758 千円	72,667 円
住居手当	借家 〔最高27,000円〕 (ア)家賃額 月額23,000円以下 家賃額-12,000円 (イ)家賃額 月額23,000円超 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円	同		22,004 千円	285,766 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を 移転し、やむを得ない事情により配偶者 等と別居し、単身で生活することを常況 とする職員に支給	同		312 千円	312,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、 臨時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により、週休日又は休日等に 勤務した場合に支給	同		117 千円	9,000 円

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

区 分		給料月額等		(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	市長	814,000	円	989,000	円
	((円)	595,000	円
	副市長	645,000	円	816,000	円
報 酬	((円)	560,000	円
	教育長	568,000	円	-	円
	((円)	-	円
報 酬	議長	357,300	円	512,000	円
	((円)	298,000	円
	副議長	328,500	円	462,000	円
報 酬	((円)	265,000	円
	議員	306,900	円	431,000	円
	((円)	243,000	円
期 末 手 当	市長 副市長 教育長	(27年度支給割合)		月分	
		3.15			
期 末 手 当	議長 副議長 議員	(27年度支給割合)		月分	
		3.15			
退 職 手 当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		(給料月額×在職年数)+{(給料月額×在職年数×支給率100分の200)			
退 職 手 当		(給料月額×在職年数)+{(給料月額×在職年数×支給率100分の150)			
		(給料月額×在職年数)+{(給料月額×在職年数×支給率100分の150)			
	備 考				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

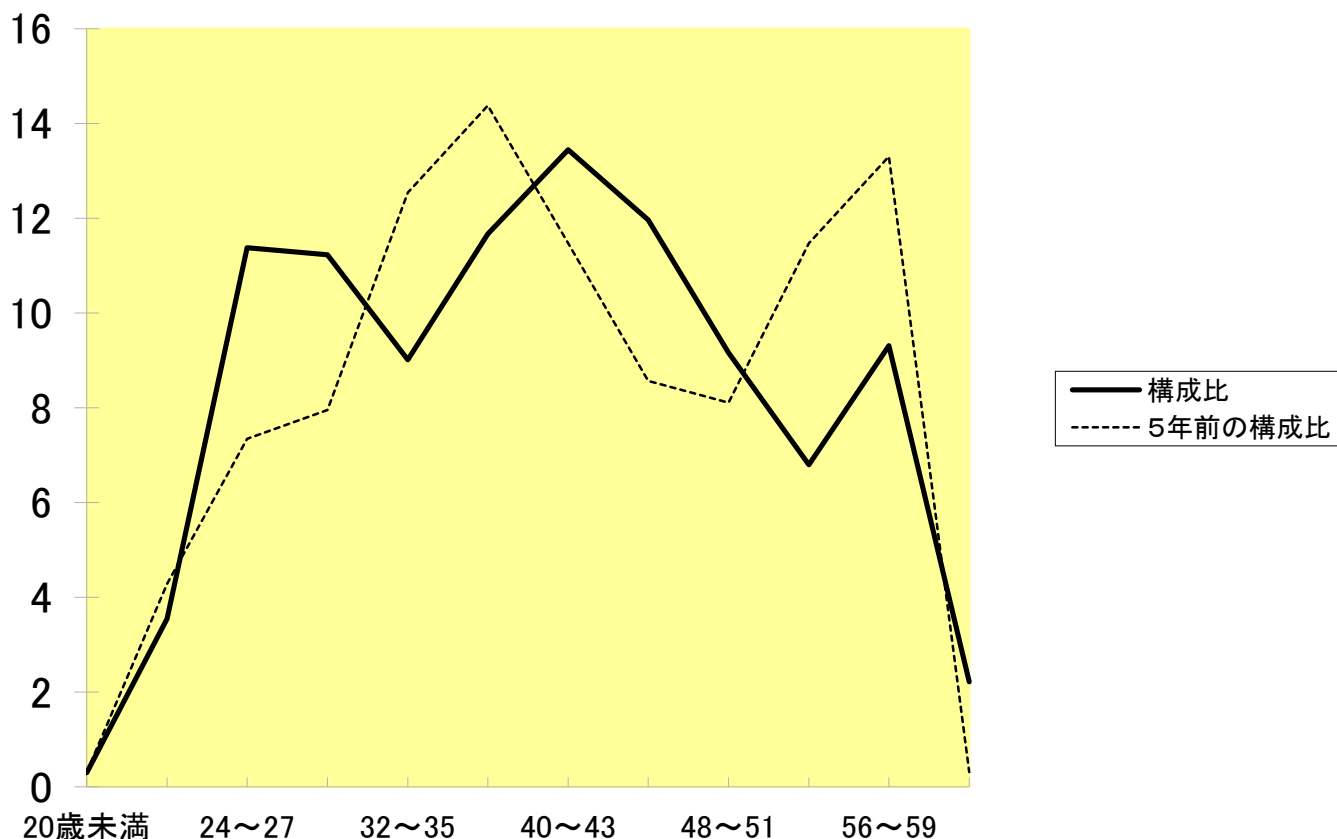
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政	149	157	8	育児休業者を総務部付(一般行政部門)で管理
	福祉関係	61	57	-4	育児休業者を総務部付(一般行政部門)で管理
	計	210	214	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 82.6478199 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 人)
	教育部門	36	34	-2	事務事業の見直しによる減少
	消防部門				
	小計	246	248		<参考> 人口10,000人当たり職員数 95.7787819 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 88.04 人)
公営企業等部門	病院事業会計	388	392	4	業務量増による増員
	水道事業会計	12	12	0	
	下水道事業	6	6	0	
	その他事業	20	19	-1	育児休業者を総務部付(一般行政部門)で管理
	小計	426	429	3	
合 計		672	677	5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 261.460626 人
		[846]	[846]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	24人	77人	76人	61人	79人	91人	81人	62人	46人	63人	15人	677人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部別門	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去5年間の増減数(率)	
								増減数	(率)
一般行政		212	212	213	210	210	214	2.0	(.9%)
教育		46	44	39	38	36	34	-12.0	-(26.1%)
警察		-	-	-	-	-	-	-	-
消防		-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計		258	256	252	248	246	248	-10.0	-(3.9%)
公営企業会計計		397	398	416	427	426	429	32.0	8.1
総合計		655	654	668	675	672	677	22.0	(3.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数